

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理
番号 1

補助金等名称	三田音頭会活動補助金				担当課	まちのブランド創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項	商工費	目
	小事業	1508	三田太鼓活動費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 多様な交流観光の創出		(市の取り組み)		地域ブランドの育成		

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型 【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間(開始)	年度		～(終了)	31	年度		
補助根拠(法令・要綱等)	三田音頭会活動補助金交付要綱						
補助目的	伝統ある三田音頭の継承と普及啓発により、三田の郷土文化の向上を図る。						
補助対象者	三田音頭会						
補助対象事業	三田音頭会が技能向上、普及啓発を目的として実施する事業						
補助対象経費	三田音頭の技能向上、普及啓発、及び歴史研究に係る経費						
補助金額 又は補助率	定額()円		定率(/)		その他()		
	上限額(100)千円						

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田音頭会	三田音頭会	三田音頭会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		308,497 円	346,568 円	321,977 円			
うち、補助対象経費		110,211 円	103,950 円	109,552 円			
財源内訳	市補助金②	100,000 円	90.7%	100,000 円	90.7%	100,000 円 96.2%	
	一般財源	100,000 円	90.7%	100,000 円	90.7%	100,000 円 96.2%	
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	208,497 円		246,568 円		221,977 円	
	下記以外の資金(会費等)	63,000 円		68,500 円		61,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	113,010 円		144,000 円		109,000 円		
繰越金	32,487 円		34,068 円		51,977 円		

当該団体の概要

団体等の名称	三田音頭会	所在	(三田市) 三田市外
資本金等の額	—	主な財源(活動資金)	市補助金及び出演謝礼
構成員及び人数	12人	設立年月日	昭和54年
主な活動内容	三田まつり出演、練習会の開催などを通じて三田音頭の継承と普及啓発を図る。		

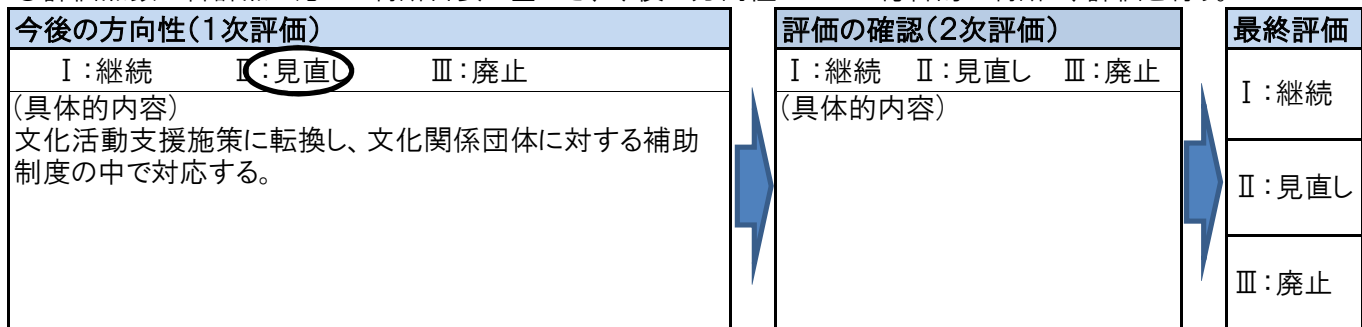
補助金等名称	三田音頭会活動補助金	担当課	まちのブランド創造課
--------	------------	-----	------------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	三田音頭は、地域の伝統文化として認知されており、三田まつりをはじめ、地域の夏祭り等で市民に親しまれている。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	三田音頭の技能継承・普及啓発に取り組む唯一の団体であり、その活動は本市の郷土愛の醸成に大きく寄与している。		4		
	当該団体の取り組みは、三田まつりをはじめとした地域の夏祭り等で広く市民に理解されている。		4		
公平性(5点)	他に同様の取り組みを推進する団体は無く、その活動の成果は広く市民全般に享受できるものである。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(100,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	当該団体の取り組みは営利性がなく、安定的な活動を継続する為には、一定の支援が必要である。	
	伝統ある三田音頭を継承・普及していくには、その担い手となる団体の支援が必要であり、補助金の交付にあたっては補助金交付要綱に基づき行っており、その執行は妥当である。		5		
合計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理
番号 2

補助金等名称	三田太鼓活動補助金				担当課	まちのブランド創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項	商工費	目
	小事業	1507	三田太鼓活動費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 多様な交流観光の創出		(市の取り組み)		地域ブランドの育成		

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間 (開始)	年度		～ (終了)	31	年度		
補助根拠(法令・要綱等)	三田太鼓活動補助金交付要綱						
補助目的	三田を代表する地域芸能である三田太鼓の技能向上、普及啓発を図る。						
補助対象者	三田太鼓						
補助対象事業	三田太鼓が技能向上、普及啓発を目的として実施する事業						
補助対象経費	三田太鼓の技能向上、普及啓発に係る経費						
補助金額 又は補助率	定額()円		定率(/)		その他()		
	上限額(350)千円						

補助金等の交付実績

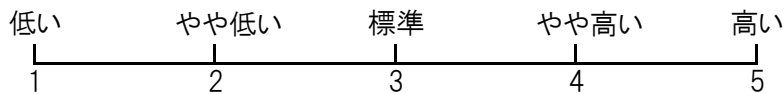
		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田太鼓	三田太鼓	三田太鼓			
実施又は運営等に当たって要した費用①		972,570 円	1,110,776 円	1,050,618 円			
うち、補助対象経費		727,304 円	952,312 円	737,907 円			
財 源 内 訳	市補助金②	350,000 円	48.1%	350,000 円	48.1%	350,000 円 36.8%	
	一般財源	350,000 円	48.1%	350,000 円	48.1%	350,000 円 36.8%	
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	622,570 円		760,776 円		700,618 円	
	下記以外の資金(会費等)	163,000 円		163,000 円		157,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	336,706 円		338,321 円		519,337 円		
繰越金	122,864 円		259,455 円		24,281 円		

当該団体の概要

団体等の名称	三田太鼓	所在	三田市 三田市外
資本金等の額	—	主な財源(活動資金)	市補助金及び出演謝礼
構成員及び人数	13人	設立年月日	昭和59年
主な活動内容	三田まつりをはじめとする市内外のイベントで三田太鼓を演奏し、三田太鼓の普及啓発を図る。		

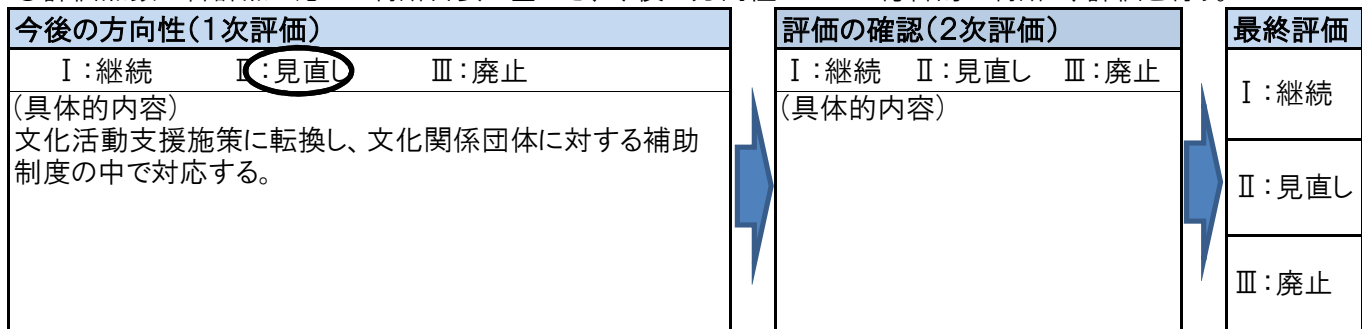
補助金等名称	三田太鼓活動補助金	担当課	まちのブランド創造課
--------	-----------	-----	------------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	三田太鼓は、長年の活動により、地域芸能として市内の主なイベント等に欠かせない存在となっている。		5		
補助の必要性及び有効性 (10点)	他にも太鼓の演奏を行う団体が存在するが、地域芸能として活動する代表的な団体である。		4		
	市内のイベント出演を通じ、三田太鼓の知名度も高くなってきており、地域芸能としての役割を果たしている。		3		
公平性 (5点)	三田を代表する団体ではあるが、他にも目的は異なるが市内で活動する同様の団体がある。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(350,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	営利を目的とせず、今後安定的な運営を図るためには、一定の補助が必要である。	
	三田を代表する地域芸能として公益的な活動に取り組んでおり、設立当初より三田太鼓を支援してきた。一定の収益はあるものの、活動には相応の経費を要することから安定的運営を図るためには、継続的な支援が必要である。		5		
合計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	3
------	---

補助金等名称	三田鈴鹿竹器組合保存継承事業補助金			担当課	まちのブランド創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項	商工費	目	観光振興費
	小事業	2780	三田鈴鹿竹器組合保存継承事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 多様な交流観光の創出		(市の取り組み)		地域ブランドの育成			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田鈴鹿竹器組合保存継承事業補助金交付要綱
補助目的	三田市の伝統工芸である三田鈴鹿竹器の制作技術の保存及び継承を目的とする。
補助対象者	三田鈴鹿竹器組合
補助対象事業	三田鈴鹿竹器組合が実施する保存継承事業
補助対象経費	後継者育成のための技術指導・製造手法の開発・その他、技能の保存継承に必要な経費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(100)千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田鈴鹿竹器組合		三田鈴鹿竹器組合		三田鈴鹿竹器組合	
実施又は運営等に当たって要した費用①		109,346 円		175,320 円		111,269 円	
うち、補助対象経費		100,000 円		100,000 円		100,000 円	
財源内訳	市補助金②	100,000 円	100.0%	100,000 円	100.0%	100,000 円	100.0%
	一般財源	100,000 円	100.0%	100,000 円	100.0%	100,000 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	9,346 円		75,320 円		11,269 円	
	下記以外の資金(会費等)	9,346 円		75,320 円		11,269 円	
その他収入(参加料・協賛金等)					0 円		
繰越金					0 円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	鈴鹿竹器組合の活動の継続	鈴鹿竹器組合の活動の継続	鈴鹿竹器組合の活動の継続	鈴鹿竹器組合の活動の継続
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	鈴鹿竹器組合の活動の継続	鈴鹿竹器組合の活動の継続	鈴鹿竹器組合の活動の継続	鈴鹿竹器組合の活動の継続

補助金等名称	三田鈴鹿竹器組合保存継承事業補助金	担当課	まちのブランド創造課
--------	-------------------	-----	------------

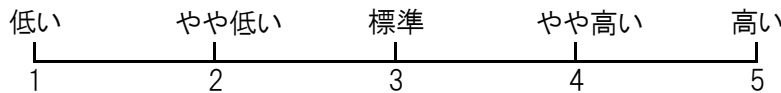
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	鈴鹿竹器は市内では唯一の県指定伝統工芸品として指定されたものであり、市と組合が連携して伝統工芸を守る取り組みを行う必要があり、補助金による手法が望ましいと考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	三田市の地域が誇る伝統工芸の象徴である。		5		
必要性 (5点)	鈴鹿竹器は市内では唯一の県指定伝統工芸品として指定されており、現在の継承者はただ一人である。		5		
有効性 (5点)	現在、新たに継承する者はいないが、その高い工芸技術や伝統は市としても守る必要がある。		5		
公平性 (5点)	他に同様の団体はなく、県指定の伝統工芸品を継承している唯一の団体である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(100,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	竹器製作はすべて手作りであり、収益のみで維持できる事業ではない。今後安定的な運営を図るためには、一定の補助が必要である。	
	地域が誇る伝統工芸品として、販売以外にもふるさと納税のお礼の品として活用されており、三田の特産品のひとつとなっている。交付には補助金交付要綱に基づき行っていることから、その執行は妥当である。			5	
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 事業補助という手法だけではなく、文化財保護の観点からも検討を行う。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	4
------	---

補助金等名称	乗合バス路線運行対策事業(生活バス路線運行対策補助事業)			担当課	交通まちづくり課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費
	小事業	00294	バス路線運行対策事業					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		交通ネットワーク	(市の取り組み)		公共交通等の利用促進		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市 単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】			
補助期間	(開始)	平成 14 年度	～(終了)	平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市乗合バス路線運行対策事業補助金交付要綱			
補助目的	市内の乗合バスが地域住民の生活にとって重要な交通手段であることから、運行維持が困難なバス路線の乗合バス事業者に対して補助することにより、生活バス路線の維持を図り、利用者の一層の利便性向上に寄与する。			
補助対象者	補助対象期間中、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者			
補助対象事業	三田市内で完結する通学等に使用されており、平均乗車密度が1人以上15人以下で1日当たりの運行回数が10回以下かつ1日の輸送量が50人以下の系統			
補助対象経費	補助対象系統ごとに乗合バス事業者キロ当たり経常費用に実車走行キロ数を乗じて得た額と経常収益の差額			
補助金額 又は補助率	定額()円	・ 定率(10/10)	・ その他()	上限度額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		神姫バス株式会社	神姫バス株式会社	神姫バス株式会社			
実施又は運営等に当たって要した費用①		41,511,000 円	39,046,000 円	36,943,000 円			
うち、補助対象経費		41,511,000 円	39,046,000 円	36,943,000 円			
財源内訳	市補助金②	41,511,000 円	100.0%	39,046,000 円	100.0%	36,943,000 円	100.0%
	一般財源	41,511,000 円	100.0%	39,046,000 円	100.0%	36,943,000 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
	その他収入(参加料・協賛金等)						
繰越金							

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	生活路線の維持 (10系統・117.3km)	生活路線の維持 (10系統・117.3km)	生活路線の維持 (10系統・117.3km)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	生活路線の維持 (10系統・117.3km)	生活路線の維持 (10系統・117.3km)	生活路線の維持 (10系統・117.3km)

補助金等名称	乗合バス路線運行対策事業(生活バス路線運行対策補助事業)	担当課	交通まちづくり課
--------	------------------------------	-----	----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

不適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 自動車交通の普及や、少子高齢化の進行により、事業者による赤字バス路線の運行維持が困難になっていることから、市民にとって不可欠なバス路線維持確保を図るために、国及び県の補助対象外路線を有する乗合バス事業者に対し補助金を交付している。生活交通路線の維持と利用促進は、だれもが安全に安心して移動できるまちをつくるうえで支援すべき重要な要素である。
-----	---

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	生活バス路線の維持は地域住民の福祉に還元される事業であり客観的にも公益性があると認められる。		5		
必要性 (5点)	特に鉄軌道がない北部地域等では、バスは唯一の公共交通機関であり、これらの役割を維持することは市民の移動に大きく影響を及ぼすものであり必要性が高いものである。		5		
有効性 (5点)	生活バス路線は市民生活において必要不可欠で、その維持に係る事業は有効であるが、輸送人員は減少しており、費用対効果を考える中では路線バスに代わる新たな移動手段の検討が必要である。		4		
公平性 (5点)	公営の公共交通機関をもたず、代替となる事業者(公共交通事業者)も存在しない現時点においては、公共交通機関を維持するためには市が補助すべき事業であり団体である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	経常欠損(補助対象経常費用-経常収益)を補助額としている。	
	交付要綱に定められた範囲の支出であり、会計処理及び用途は適切である。 赤字路線の運行については、主に小中学校の通学路に使用されている生活バス路線の維持のために市がバス事業者に要請を行って運行している状況であり、経常欠損については行政関与の必要性を有するものである。		5		
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: <input checked="" type="radio"/> 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 生活に必要不可欠な生活バス路線であるにもかかわらず、市内で完結するため国、県の補助制度が活用できない赤字路線については、他の交通手段を確保するまでは生活交通路線としての維持を支援していく必要がある。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	5
------	---

補助金等名称	乗合バス路線運行対策事業(地域間準幹線系統)			担当課	交通まちづくり課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費
	小事業	00294	バス路線運行対策事業					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 交通ネットワーク		(市の取り組み)		公共交通等の利用促進			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調 ^① 乗せ有・国県協調乗せ無】【地域対象】
補助期間	(開始) 平成 13 年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市乗合バス路線運行対策事業補助金交付要綱
補助目的	兵庫県が別に定めるバス対策費補助事業に基づき兵庫県と系統沿線市町が協調し、予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助対象者	補助対象期間中、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
補助対象事業	複数市町にまたがる生活交通路線で平均乗車密度が2人以上15人以下と見込まれ、1日当たりの計画運行回数が10回以下かつ1日当たりの輸送量が2人以上50人以下と見込まれる系統
補助対象経費	補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(10/10) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		2		2		2	
実施又は運営等に当たって要した費用①		5,840,000 円		7,143,000 円		7,115,000 円	
うち、補助対象経費		5,840,000 円		7,143,000 円		7,115,000 円	
財源内訳	市補助金②	5,840,000 円	100.0%	7,143,000 円	100.0%	7,115,000 円	100.0%
	一般財源	2,132,000 円	36.5%	2,644,000 円	37.0%	2,894,000 円	40.7%
	国・県費	3,708,000 円	63.5%	4,499,000 円	63.0%	4,221,000 円	59.3%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	生活バス路線の維持 (4系統・14.4km)	生活バス路線の維持 (5系統・22.3km)	生活バス路線の維持 (5系統・22.3km)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	生活バス路線の維持 (4系統・14.4km)	生活バス路線の維持 (5系統・22.3km)	生活バス路線の維持 (5系統・20.3km)

補助金等名称	乗合バス路線運行対策事業(地域間準幹線系統)	担当課	交通まちづくり課
--------	------------------------	-----	----------

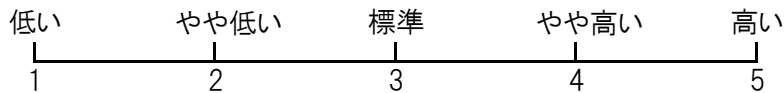
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 自動車交通の普及や、少子高齢化の進行により、事業者による赤字バス路線の運行維持が困難になっていることから、市民にとって不可欠なバス路線維持確保を図るために、県の制度を活用しながら乗合バス事業者に対し補助金を交付している。生活交通路線の維持と利用促進は、だれもが安全に安心して移動できるまちをつくるうえで支援すべき重要な要素である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	生活バス路線の維持は地域住民の福祉に還元される事業であり客観的にも公益性があると認められる。		5	4	三田市民以外が多く利用する路線の場合を考慮する。
必要性 (5点)	三田駅を中心とする東西の移動において、バスは唯一の公共交通機関であり、これらの役割を維持することは市民の移動に大きく影響を及ぼすものであり必要性が高いものである。		5	5	
有効性 (5点)	生活バス路線の維持は市民理解が得られるものである。		5	5	
公平性 (5点)	公営の公共交通機関をもたず、代替となる事業者(公共交通事業者)も存在しないため、公共交通機関を維持するためには市が補助すべき事業であり団体である。		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	経常欠損(補助対象経常費用-経常収益)が県の補助対象経費の限度額を超える場合でも、県の補助対象経費に上乗せして経常欠損から県の補助額を引いた額を補助額としている。	
	交付要綱に定められた範囲の支出であり、会計処理及び用途は適切である。 赤字路線の運行については、地域をまたぐ生活バス路線の維持のために兵庫県、近隣市町及びバス事業者の協力を得て運行している状況であり、補助対象経常経費が経常収益と事業補助で賄えない部分については行政関与の必要性を有するものである。		5	5	
合 計(25点満点)			25	24	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 県による路線維持に関する補助制度が継続する限り実施していく。	評価の確認(2次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止
---	--	--

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	6
------	---

補助金等名称	乗合バス路線運行対策事業(地域間幹線系統)			担当課	交通まちづくり課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費
	小事業	00294	バス路線運行対策事業					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 交通ネットワーク		(市の取り組み)		公共交通等の利用促進			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	13年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市乗合バス路線運行対策事業補助金交付要綱
補助目的	国とともに兵庫県が別に定めるバス対策費補助事業に基づき兵庫県と系統沿線市町が協調し、予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助対象者	一般乗合旅客自動車運送事業を営業者
補助対象事業	複数市町にまたがる生活交通路線で1日当たりの計画運行回数が3回以上かつ1日当たりの輸送量が15人以上150人以下と見込まれる系統
補助対象経費	補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(10/10)・その他() 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		神姫バス株式会社	神姫バス株式会社	神姫バス株式会社			
実施又は運営等に当たって要した費用①		651,000円	510,000円	1,373,000円			
うち、補助対象経費		651,000円	510,000円	1,373,000円			
財源内訳	市補助金②	651,000円	100.0%	510,000円	100.0%	1,373,000円	100.0%
	一般財源	281,000円	43.2%	172,000円	33.7%	649,000円	47.3%
	国・県費	370,000円	56.8%	338,000円	66.3%	724,000円	52.7%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0円		0円		0円	
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金						

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		生活バス路線の維持(1系統・2.2km)	生活バス路線の維持(1系統・2.2km)	生活バス路線の維持(1系統・2.2km)
実績値(成果指標)		29年度	28年度	27年度
		生活バス路線の維持(1系統・2.2km)	生活バス路線の維持(1系統・2.2km)	生活バス路線の維持(2系統・3.4km)

補助金等名称	乗合バス路線運行対策事業(地域間幹線系統)	担当課	交通まちづくり課
--------	-----------------------	-----	----------

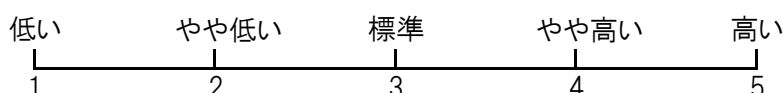
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

不適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 自動車交通の普及や、少子高齢化の進行により、事業者による赤字バス路線の運行維持が困難になっていることから、市民にとって不可欠なバス路線維持確保を図るために、国及び県の補助対象外路線を有する乗合バス事業者に対し補助金を交付している。生活交通路線の維持と利用促進は、だれもが安全に安心して移動できるまちをつくるうえで支援すべき重要な要素である。
-----	---

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	生活バス路線の維持は地域住民の福祉に還元される事業であり客観的にも公益性があると認められる。		5	4	三田市民以外が多く利用する路線の場合を考慮する。
必要性 (5点)	三田駅を中心とする東西の移動において、バスは唯一の公共交通機関であり、これらの役割を維持することは市民の移動に大きく影響を及ぼすものであり必要性が高いものである。		5	5	
有効性 (5点)	生活バス路線の維持は市民理解が得られるものである。		5	5	
公平性 (5点)	公営の公共交通機関をもたず、代替となる事業者(公共交通事業者)も存在しないため、公共交通機関を維持するためには市が補助すべき事業であり団体である。		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	経常欠損(補助対象経常費用-経常収益)が国の補助対象経費の限度額を超える場合でも、国の補助対象経費に上乗せして経常欠損から国の補助額を引いた額を補助額としている。	
	交付要綱に定められた範囲の支出であり、会計処理及び用途は適切である。 赤字路線の運行については、地域をまたぐ生活バス路線の維持のために国、兵庫県、近隣市町及びバス事業者の協力を得て運行している状況であり、補助対象経常経費が経常収益と事業補助で賄えない部分については行政関与の必要性を有するものである。		5	5	
合 計(25点満点)			25	24	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 国または県による路線維持に関する補助制度が継続する限り実施していく。	評価の確認(2次評価) <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	最終評価 <input checked="" type="radio"/> I:継続 II:見直し III:廃止
---	--	--

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	7
------	---

補助金等名称	三田市公共交通移動円滑化設備整備費補助金(ノンステップバス車両等購入補助)			担当課	交通まちづくり課			
予算科目	会計	一般会計	款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費
	小事業	00520	ノンステップバス等導入補助事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 交通ネットワーク		(市の取り組み)		公共交通等の利用促進			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乗せ有・ 国県 協調上乗せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成 13 年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市公共交通移動円滑化設備整備費補助金交付要綱
補助目的	高齢者、障がい者等の利用に配慮したノンステップバス車両等の購入及び運行を促進するため、ノンステップバス車両等を購入する経費の一部を補助し、福祉のまちづくりの実現の推進を図る。
補助対象者	一般乗合旅客自動車運送事業者
補助対象事業	市内で道路運送法第3条第1項行為イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両で、車椅子使用者が一般利用者と共用できる設備が整ったノンステップバスあるいはリフト付バスの車両購入
補助対象経費	車両購入費
補助金額 又は補助率	定額()円・定率()・その他(1/8相当額を沿線市町の実車走行距離に応じて按分した額) 上限額(700) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		神姫バス株式会社	神姫バス株式会社	神姫バス株式会社			
実施又は運営等に当たって要した費用①		24,079,000 円	23,609,000 円	23,359,000 円			
うち、補助対象経費		24,079,000 円	23,609,000円	23,359,000円			
財 源 内 訳	市補助金②	429,000 円	1.8%	433,000 円	1.8%	651,000 円	2.8%
	一般財源	429,000 円	1.8%	433,000円	1.8%	651,000円	2.8%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③	969,000 円		2,365,000円		2,149,000円	
	自己資金④	22,681,000 円		20,811,000 円		20,559,000 円	
	下記以外の資金(会費等)	22,681,000 円		20,811,000円		20,559,000円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		平成30年度までに45台導入	平成29年度までに44台導入	平成28年度までに43台導入
実績値(成果指標)		29年度	28年度	27年度
		平成29年度末 44台導入	平成27年度末 43台導入	平成27年度末 42台導入

補助金等名称	三田市公共交通移動円滑化設備整備費補助金(ノンステップバス車両等購入補助)	担当課	交通まちづくり課
--------	---------------------------------------	-----	----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

通七	(いずれの場合も具体的内容を記載) 高齢者や障害者を含むすべての市民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、公共性が非常に高く、利用者からの要望も高いノンステップバスの導入に対し、国及び兵庫県と協調して、補助金を交付している。ノンステップバスはワンステップバスと比較して車両価格が高いため、車両が一定の導入率に達するまでは支援すべき重要な要素である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	路線バスでの、だれもが利用しやすい環境整備は市民福祉の向上に資する事業であり客観的にも公益性があると認められる。		5		
必要性 (5点)	公営の公共交通機関をもたず、代替となる事業者(公共交通事業者)も存在しないため市が補助すべき事業であり団体である。		5		
有効性 (5点)	路線バスのノンステップ化は、高齢者が増える中で、だれもが使いやすい環境整備として市民の理解が得られるものであるが、成果指標は兵庫県が定める福祉のまちづくり基本方針に定められる地域目標を下まわるものであるため目標値と導入台数の年次計画を見直す必要がある。		4		
公平性 (5点)	効果は広く市民に及ぶものであり、市内を運行するバス事業者に公平に機会が与えられるものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	交付要綱に定められた範囲の支出であり、会計処理及び用途は適切である。			5	
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : <input checked="" type="radio"/> 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 国または県による路線維持に関する補助制度が継続する限り実施していく。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理
番号 8

補助金等名称	三田市バスロケーションシステム導入事業費補助金(バスロケーションシステム表示端末等設置事業)			担当課	交通まちづくり課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費
	小事業	00294	バス路線運行対策事業					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 交通ネットワーク		(市の取り組み)		公共交通等の利用促進			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市 単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成 26 年度 ~ (終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市バスロケーションシステム導入事業補助金交付要綱
補助目的	公共交通の利用環境の改善に関する事業に補助金を交付することにより、移動しやすい環境の整備及び公共交通の利用促進を図る。
補助対象者	一般乗合旅客自動車運送事業者
補助対象事業	生活交通路線における1日の乗客数が150人以上の停留所でバスロケーションシステムに対応するための表示端末等を整備する事業
補助対象経費	停留所表示端末等に係る購入費、設置費並びに調査費
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(1/6) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		神姫バス株式会社		神姫バス株式会社		神姫バス株式会社	
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,980,000 円		1,980,000 円		2,980,000 円	
うち、補助対象経費		3,980,000 円		1,980,000円		2,980,000円	
財 源 内 訳	市補助金②	648,000 円	16.3%	330,000 円	16.7%	496,000 円	16.6%
	一般財源	648,000 円	16.3%	330,000円	16.7%	496,000円	16.6%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③	993,000 円				99,000円	
	自己資金④	2,339,000 円		1,650,000 円		2,385,000 円	
	下記以外の資金(会費等)	2,339,000 円		1,650,000円		2,385,000円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	利用者数の平成29年度比 0.5%増 (但し、神姫バス事業エリア目 標)	利用者数の平成28年度比 0.5%増 (但し、神姫バス事業エリア目 標)	利用者数の平成27年度比 0.5%増 (但し、神姫バス事業エリア実 績)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	利用者数の平成28年度比 0.1%増 (但し、神姫バス事業エリア実 績)	利用者数の平成27年度比 0.4%増 (但し、神姫バス事業エリア実 績)	利用者数の平成26年度比 2.7%増 (但し、神姫バス事業エリア実 績)

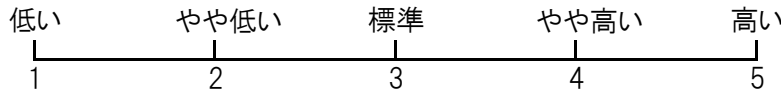
補助金等名称	三田市バスロケーションシステム導入事業費補助金(バスロケーションシステム表示端末等設置事業)	担当課	交通まちづくり課
--------	--	-----	----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

不適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) バス利用者の利便性を高め、路線バス事業の活性化を図るため、バスロケーションシステムを導入する事業者に対して補助金を交付している。公共交通機関の維持と利用促進は、だれもが安全に安心して移動できるまちをつくるうえで支援すべき重要な要素である。
-----	--

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	路線バスの利用環境の向上は地域住民の福祉に還元される事業であり客観的にも公益性があると認められる。		5		
必要性 (5点)	表示端末の設置によるバスロケーションシステムの可視化は、スマートフォンやパソコンを利用しない市民にとって有益であり、路線バスの利用環境の向上は利用促進につながり公共交通機関を維持するという面においても有効である。		5		
有効性 (5点)	路線バスの利用環境の向上は市民理解が得られるものである。		5		
公平性 (5点)	公営の公共交通機関をもたず、代替となる事業者(公共交通事業者)も存在しないため市が補助すべき団体である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	交付要綱に定められた範囲の支出であり、会計処理及び用途は適切である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 公共施設の最寄で利用者の多いバス停留所への設置は完了したため、平成30年度以降は事業休止とする。スマートフォンアプリが本格稼働し、利用環境が整備されたことから、今後は、スマートフォンアプリの利用啓発等を行う。	評価の確認(2次評価) I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	最終評価 I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	9
------	---

補助金等名称	地域鉄道活性化等事業費補助金(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)			担当課	交通まちづくり課	
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	目	交通対策費				
小事業	00294	地域鉄道活性化等事業費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標)	交通ネットワーク	(市の取り組み)	公共交通等の利用促進		

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独・国県協調上乗せ有・国県 協調上乗せ無 】・【地域対象】
補助期間(開始)	平成 16 年度	～(終了) 平成 31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市地域鉄道活性化等事業費補助金交付要綱	
補助目的	地域鉄道の活性化に関する事業に補助金を交付することにより、地域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図り、安全、安心に暮らせる環境を確保する。	
補助対象者	地域鉄道事業者	
補助対象事業	国に交付決定を受けた事業により実施される鉄道軌道安全輸送設備等整備やインバウンド対応型鉄軌道車両導入事業	
補助対象経費	補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費(資産の購入を含む。)、附属工事費、補償費、調査費	
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(1/6)・その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付先		神戸電鉄株式会社	神戸電鉄株式会社	神戸電鉄株式会社
実施又は運営等に当たって要した費用①		336,000,000 円	215,766,000 円	113,270,814 円
うち、補助対象経費		336,000,000 円	215,766,000 円	113,270,814 円
財源内訳	市補助金②	56,000,000 円	16.7% 35,961,000 円	16.7% 18,878,469 円
	一般財源	56,000,000 円	16.7% 35,961,000 円	16.7% 18,878,469 円
	国・県費		0.0%	0.0%
	その他		0.0%	0.0%
	国・県補助金③	168,000,000 円	107,883,000 円	56,635,407 円
	自己資金④	112,000,000 円	71,922,000 円	37,756,938 円
	下記以外の資金(会費等)	112,000,000 円	71,922,000 円	37,756,938 円
	その他収入(参加料・協賛金等)			
繰越金				

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	鉄軌道の維持 (年間走行キロ 1,672,774.8km日)	鉄軌道の維持 (年間走行キロ 1,672,774.8km日)	鉄軌道の維持 (年間走行キロ 1,672,774.8km日)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	鉄軌道の維持 (年間走行キロ 1,672,774.8km日)	鉄軌道の維持 (年間走行キロ 1,672,774.8km日)	鉄軌道の維持 (年間走行キロ 1,672,774.8km日)

補助金等名称	地域鉄道活性化等事業費補助金(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	担当課	交通まちづくり課
--------	---------------------------------	-----	----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

不適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 自動車交通の普及や、少子高齢化の進行により、事業者による赤字鉄軌道の運行維持が困難になっていることから、市民にとって不可欠な生活交通の維持確保を図るために、国の制度を活用しながら鉄道事業者に対し補助金を交付している。公共交通機関の維持と利用促進は、だれもが安全に安心して移動できるまちをつくるうえで支援すべき重要な要素である。
-----	--

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地域鉄道における安全設備等の整備は、市民の移動の安全・安心に大きく影響を及ぼすものであり、公益性が高い。		5		
必要性 (5点)	特に鉄軌道がない北部地域等では、バスは唯一の公共交通機関であり、これらの役割を維持することは市民の移動に大きく影響を及ぼすものであり必要性が高いものである。		5		
有効性 (5点)	地域鉄道の安全性の確保は市民理解が得られるものである。		5		
公平性 (5点)	市内鉄軌道の安全性を維持し、路線を継続運行することは市民の移動に大きく影響を及ぼすものであり必要性が高いものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	交付要綱に定められた範囲の支出であり、会計処理及び用途は適切である。 安全設備の整備及び車両更新等については、地域をまたぐ鉄軌道の維持のために国、兵庫県、近隣市町により補助を行っている状況であり、対象を赤字路線に絞っていることから妥当性は高い。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : <input checked="" type="radio"/> 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 国または県による鉄軌道安全輸送設備事業(または訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業)に関する補助制度が継続する限り実施していく。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

						整理 番号	229
補助金等名称	うるかむ三田支援事業補助金				担当課	まちのブランド創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目
	小事業	3252	移住UIJターン促進事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標)		チーム三田	(市の取り組み)		UIJターンの推進	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間 (開始)	年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	うるかむ三田支援事業補助金交付要綱
補助目的	移住を検討するために本市を泊付で訪問しようとする者に対して助成を行うことを通じて本市への移住を促進するため
補助対象者	東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)からカムバックひょうご東京センターを通じて本市への移住を目的として泊付きで訪問し、本市の移住相談窓口を通じた活動を行う者
補助対象事業	本市への移住検討を目的とした訪問にかかる宿泊
補助対象経費	市内の宿泊施設の宿泊費(飲食に係る費用は除く。)
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額(20 千円 (1人一泊10千円、二泊まで)

補助金等の交付実績				
		29年度	28年度	27年度
交付先		個人(移住検討者)		
実施又は運営等に当たって要した費用①		15,500 円	0 円	0 円
うち、補助対象経費		15,500 円		
財 源 内 訳	市補助金②	15,500 円	100.0%	0 円
	一般財源	7,800 円	50.3%	
	国・県費	7,700 円	49.7%	
	その他		0.0%	
	国・県補助金③			
	自己資金④	0 円		0 円
	下記以外の資金(会費等)			
その他収入(参加料・協賛金等)				
繰越金				

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		2件	5件	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		1件		

補助金等名称	うるかむ三田支援事業補助金	担当課	まちのブランド創造課
--------	---------------	-----	------------

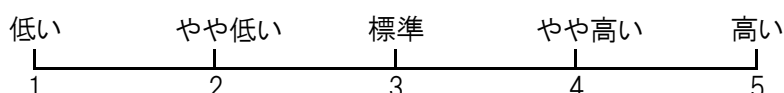
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 関西方面への移住検討する方々に対して、三田を検討対象としていただくための動機づけ手法として一定有効であると考えため。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	移住促進という目的には、公益性が高いが、受益者が特定個人となる。		3		
必要性 (5点)	まちの活性化のために移住促進施策の必要性は高い。		5		
有効性 (5点)	当初から本市を視野に入れている対象者にとっての有効性は高いと考えるが、関西への移住検討者全体に対する有効性の測定は困難である。		4		
公平性 (5点)	要綱に定める条件に合致する者であれば、予算の範囲内で公平に受給できる仕組みである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(10/10) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	県補助との合算で補助率10/10とする当初の制度を県費補助廃止後も継続性の観点から市の判断で継承したため。	
	趣旨や補助制度としての妥当性には問題がないと考える。		5		
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 数ある自治体の中から本市を選んでいただくという観点から有効性の検証が必要と考える。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理 番号	230
----------	-----

補助金等名称	学生のまちづくり応援制度助成金				担当課	まちのブランド創造課		
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	企画費
	小事業	122	産官学地域連携推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		チーム三田	(市の取り組み)		若者が集うまち		

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助—団体支援型			【 市単独 ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始)	年度	～(終了)	年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市学生のまちづくり活動応援助成金交付要綱			
補助目的	学生の主体的な本市のまちづくりに資する活動を促進するため			
補助対象者	大学(大学院を含む。)、短期大学及び専門学校に籍を置く学生3人以上で構成され、代表者が学生であり、かつ、学生が過半数で構成される団体			
補助対象事業	当該団体が市内で行う事業で、本市のまちづくりに資する事業			
補助対象経費	賃金および食糧費を除く事業経費			
補助金額 又は補助率	定額()円	・ 定率(/)	・ その他()	
	上限額(100)	千円		

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付先	学生団体			
実施又は運営等に当たって要した費用①	361,903 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費	221,891 円			
財源内訳	市補助金②	170,000 円	76.6%	0 円
	一般財源	170,000 円	76.6%	
	国・県費		0.0%	
	その他		0.0%	
	国・県補助金③			
	自己資金④	191,903 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	91,903 円		
その他収入(参加料・協賛金等)	100,000 円			
繰越金				

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		6団体	5団体	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		3団体		

補助金等名称	学生のまちづくり応援制度助成金	担当課	まちのブランド創造課
--------	-----------------	-----	------------

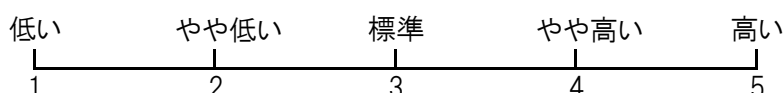
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 学生団体においては、まちづくり活動に乗り出す上で資金確保のハードルが高いため、キックオフを促す上で補助金の給付は適切かつ有効であると考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	対象がまちづくり活動であるとともに、学生の社会活動を促進し、広げる効果があることから公益性は高いと考える。		5		
必要性 (5点)	学生の活動を広げる上でのハードルとなる立ち上げ資金を支援する観点から必要性は高い。		5		
有効性 (5点)	本制度の創設により、多様な学生団体が組織され、補助年次以降も活動が継続されている事例もあることから有効性は高い。		4		
公平性 (5点)	広く公募しており、採択に際しての審査・評価制度もしっかりと運営されていることから公平性に問題はないと考える。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(10/10) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	学生活動にとって当初資金調達の高いため、予算の範囲内で必要額を支援することが必要であると考えため。	
	事前にチェックをおこない、節度を持った補助申請となっているほか、採択後も補助金頼みの活動とならないように適宜指導をおこなっており適切に活用され、目標を達成しているため。			5	
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
Ⅰ：継続 Ⅱ：見直し Ⅲ：廃止 (具体的内容) 本補助金の創設をきっかけとし、様々な学生団体から多様なまちづくり活動の提案がなされ、有効に機能していると考えらる。	Ⅰ：継続 Ⅱ：見直し Ⅲ：廃止 (具体的内容)	Ⅰ：継続 Ⅱ：見直し Ⅲ：廃止